

# 第 1 回三木市・吉川町合併協議会

平成 1 6 年 4 月 8 日 (木)

様式第1号(第7条関係)

会 議 録

会議の名称	第1回三木市・吉川町合併協議会	
開催日時	平成16年 4 月 8 日(木) 開会 午後1時26分 閉会 午後4時10分	
開催場所	三木市立教育センター4階大研修室	
議長氏名	加古房夫	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	亀井美鈴	
会議事項	1 議 題  別紙のとおり	2 会議結果  別紙のとおり
	会議の経過 別紙のとおり	
会議資料	第1回協議会会議資料 1式	
会 議 録 の 確 定		
確 定 年 月 日		署 名 押 印
平成16年4月23日		署名委員  西 本 凱 昭 印  西 原 雅 晴 印

# 第1回三木市・吉川町合併協議会 結果概要

と き 平成16年4月8日(木) 13:30~  
ところ 三木市立教育センター 4階 大研修室

## (1) 報告事項

報告第 1号	三木市・吉川町合併協議会規約について	承認
報告第 2号	三木市・吉川町合併協議会規約に関する協定書について	承認
報告第 3号	三木市・吉川町合併協議会幹事会規程について	承認
報告第 4号	三木市・吉川町合併協議会専門部会規程について	承認
報告第 5号	三木市・吉川町合併協議会事務局規程について	承認
報告第 6号	三木市・吉川町合併協議会財務規程について	承認
報告第 7号	三木市・吉川町合併協議会平成16年度予算について	承認
報告第 8号	三木市・吉川町合併協議会スケジュールについて	承認
報告第 9号	三木市・吉川町合併協議会の広報体制について	承認

## (2) 協議事項

協議第 1号	三木市・吉川町合併協議会会議運営規程について	承認
協議第 2号	三木市・吉川町合併協議会会議傍聴規程について	承認
協議第 3号	三木市・吉川町合併協議会会議録等閲覧規程について	承認
協議第 4号	三木市・吉川町合併協議会小委員会規程について	承認
協議第 5号	三木市・吉川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について	承認
協議第 6号	三木市・吉川町合併協議会会議運営申し合せ事項について	承認
協議第 7号	三木市・吉川町事務事業調整方針について	承認
協議第 8号	新市まちづくり計画策定に係わる住民意向調査について	承認

## (3) 提案事項

提案第 9号	合併協定項目について
提案第 10号	合併の方式について
提案第 11号	合併の期日について
提案第 12号	新市の名称について
提案第 13号	新市の事務所の位置について
提案第 14号	財産及び債務の取扱いについて
提案第 15号	条例、規則等の取扱いについて
提案第 16号	町、字の区域及び名称の取扱いについて

## 第1回三木市・吉川町合併協議会出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出 席
1号委員	三木市	加 古 房 夫	
	吉川町	岩 波 勉	
2号委員	三木市	室 谷 仁 美	
	吉川町	永 塩 崇	
3号委員	三木市	西 垣 秀 美	
	吉川町	田 中 修 身	
4号委員	三木市	井 川 隆 雄	
		和 泉 藤 枝	
		岡 田 保	
		小 河 壯 太	
		中 井 昭 八 郎	
		西 田 博 之	
		西 本 凱 昭	
		宮 脇 史 郎	
		安 福 恵 子	
	吉川町	大 西 俊 昭	
		大 前 政 博	
		亀 井 美 鈴	欠
		高 橋 早 弓	
		中 久 保 通 彦	
		西 原 雅 晴	
		西 山 利 幸	
		藤 田 芳 明	
	吉 田 ・ 規		
	共 通	柳 筥 享 夫	
顧 問	共 通	鷲 尾 弘 志	

三木市・吉川町合併協議会幹事会出席者名簿

区分	団体名	氏名	出席
幹事	三木市	澤田 頼 男	
		井本 智 勢 子	
		網谷 喜 明	
		告野 衛 治	
		小山 久 男	
		小西 利 隆	
	吉川町	香下 利 忠	
		長谷川 義 雄	
		岸本 良 仁	
		小俵 健	
		上北 隆 昭	

三木市・吉川町合併協議会事務局出席者名簿

区分	団体名	氏名	出席
事務局	局長	小谷 政 行	
	次長兼 総務係長	藤 田 均	
	計画係長	梨原 正 純	
	調整係長	廣岡 喜 人	
	調整係主任	山本 佳 史	
	総務係主任	廣井 愛 邦	
	計画係主任	岩崎 英 也	

会議経過

発 言 者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
小谷事務局長	<p>開会 午後 1 時26分</p> <p>皆様失礼いたします。</p> <p>皆様方には大変お忙しいところご出席をいただきましてまことにありがとうございます。予定をいたしております時間がまいりましたので、ただいまから第 1 回協議会を開会させていただきます。</p> <p>申しおくれましたが、本日司会進行を務めさせていただきます事務局長の小谷と申します。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>会議を始めさせていただきます前に、事務局から皆様方にご了解を賜りたい事項がございますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>本日の会議につきましては、傍聴者並びに報道関係者の方がお見えでございます。傍聴関係の規定につきましては、本日会議の中でご協議いただく予定にいたしておりますが、合併協議会の設置に当たりまして住民の方々に情報を提供し、関心を持っていただくという考えから、会議を公開する方向で検討してまいりました。したがって、本日会議の冒頭から入場を許可いたしておりますこと、広報担当の者が写真撮影をさせていただきますことをご了解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>本日の会議は、会長を含め委員25名のうち 1 名の方の欠席がございますけども、24名のご出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第 1 項の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、まず会長からごあいさつをいただきたいと思っております。</p> <p>先に皆さん方にご報告を申し上げますけども、協議会規約第 6 条第 1 項の規定に基づきまして、三木市及び吉川町の長が協議をいたしました結果、会長に加古三木市長、副会長に岩波吉川町長が選任されております。それでは、会長よろしくお願い申し上げます。</p>

加古会長

それでは、一言ごあいさつ申し上げます。

桜花らんまんの好季節でもございます本日、皆さん方には大変お忙しい中、お繰り合わせご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、当合併協議会につきましては、吉川町におかれましては1年間をかけて合併問題について議論をされ、協議をなされてまいりまして、この3月の議会におきまして合併協議会の諸議案がご承認をいただいたと。三木市にありましても、この3月の議会において合併協議会の議案がご承認をいただいたわけございまして、そういうことからいたしまして、本日より第1回目の三木市・吉川町合併協議会が発足し、このように会議が開けることができました。本当にありがたく感謝するところでございます。

また、皆さん方におかれましては、日ごろから多くの分野でご活躍をいただいております、特にお忙しいばかりの委員さんでございしますが、合併協議会委員にご就任をいただきまして本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げ、心からご協力をお願い申し上げますのでございます。

合併協議会につきましては、三木市にとりましても吉川町にとりましても、ふるさとの将来をかけて重要な課題を検討いただく場であると、このように存じております。皆さん方の深いふるさとを思われる心と日々の活躍を通じて、夢と希望にあふれる協議会にしていただけるようご期待を申し上げますのでございます。

何といたしましても、行政の効果・効率化を図ると、このような目的のために進めるわけでもございますが、住民が安心して、また生きがいの持てるあたたかいまちづくりを考えていかなきゃならないと、このようなことも思ってもおるところでございます。

三木市と吉川町のお互いを尊重しながら、まちの特性を生かした協議を進め、次代を担う人たちから有意義な合併であったと評価していただけるようなことにしていきたいと、こういうことで、

	<p>私も今先ほどお話がございましたように、会長につかせていただいております。副会長には、吉川町の岩波町長さんになっていただいております。お互いに誠心誠意努めてまいりたいと存じますので、よろしくご指導なりご協力を賜りますことをお願い申し上げ、皆さん方のふるさとのさらなる発展にご尽力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、この歴史的に有意義である意義ある第1回の協議会に当たってのごあいさつとさせていただきます。本当に皆さんありがとうございます。よろしく願いいたします。</p>
小谷事務局長	<p>ありがとうございました。</p>
岩波副会長	<p>続きまして、副会長でございます岩波吉川町長にごあいさつをいただきたいと思えます。</p> <p>皆さんこんにちは。副会長としてお世話になることになりました吉川町長の岩波でございます。きのう、きょうと小学校、中学生の入学式がとり行われております。世の中の多くの人々、あるいはいろんなことが新たなスタートに向かおうといたしております。きょうこうして三木市、吉川町が合併を目指して第1回の協議会が開催をされることになりました。大変意義深い1日であると、このように思っております。</p> <p>それぞれ委員の皆さん方にはご就任をいただきまして、本日ご出席をいただきました。大変ありがとうございます。御礼申し上げます。また、特別の委員として県民局長さん、そして顧問として県議会の鷲尾先生ともどもご指導をいただけることになりました。感謝を申し上げる次第であります。</p> <p>ご承知のように、三木市と吉川町の合併に向かってどうあるべきかということを市民、町民の代表として、私どもいろんな分野におきまして協議を続けていくわけでありまして、特に吉川町を代表させていただく者として、その責任の重大さというものをひしひしと強くまた感じておるところでございます。</p> <p>今も会長さんからお話がありましたように、我々だけが満足をし</p>

<p>小谷事務局長</p>	<p>ておってはいけない。やはり最終的には、市民、町民がそういう方向でよしと、これを理解をしていただく、そうした最終の内容であり調印に向かっていくべきだと、このように考えておるところであります。</p> <p>特に、県下の中でたくさんの町、市が合併に向かって取り組んでおりますけれども、私どものように1市と1町が編入というふうな形で合併に向かおうといたしておりますのは、この三木・吉川の合併のみというふうにとらまえております。特に、吉川町としては、町を閉じて新たな方向にと、こういうことでありますので、町民の皆さんにとりましてはいろいろな不安もありましょうし、複雑な気持ちもそれぞれ持つておることと、このように思います。</p> <p>そんな意味におきまして、今の現実をしっかりと見きわめながら、将来に向かってどうあるべきかということもしっかりと取り組んでいかなければならないと、このように強く感じておるところでございます。どうぞ編入をしていく吉川町ということで、三木市の皆さん方にも深いご理解をちょうだいをいたしまして、ともに進めてまいりたいと、このように存じております。どうぞひとつこれから大変でありましょうけれども、よろしく願いを申し上げまして、簡単ではありますがごあいさつとさせていただきます。ご苦労さんでございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、顧問の鷲尾兵庫県議会議員様にごあいさつをいたしたいと思っております。</p>
<p>鷲尾兵庫県議会議員</p>	<p>皆さんこんにちは。春らんまんの好季節を迎えました。</p> <p>きょうは、合併協議会の初めての会合でございます。考えてみますと、両市の将来の発展のために合併協議会が成立をいたしましたことは、まことにご同慶にたえないところでございます。いろいろお話がございましたけれども、顧みて本当にこの合併はよかったなと、こう言われるような結果になりますように、英知を</p>

集めてご検討をいただきたいものだと、このように思います。

振り返ってみますと、昭和の合併というのがございました。それからちょうど50年になります。50年の今、平成の合併が行われております。兵庫県でも19の合併協議会ができております。恐らく今の市町が半分ぐらいの数になってくるんじゃないかなと、このように思います。

それで、今なぜ合併なのかということちょっと考えてみますと、地方分権をしていくためには、どうしてもこの合併というものが必要である。たしか平成12年に地方分権一括法が施行されました。それから、市町村がこれからは自分の責任と判断によっていろんな施策を行ったり、行政サービスも行える内容をみずからやっていくと、こういうことになってくると思います。そういうことになると、やっぱりこの市町村というものの重要さというのか、極めて市町村の果たす役割というのが大変大きいものになってくると。そのために合併を推進していくということが1つ。

それから、いよいよ本格的な少子高齢化が進んでまいります。平成30年には日本の人口の30%が65歳以上の人になると、こういう高齢化が進んでまいります。そういう世の中になってまいりますと、住民のニーズというのが非常に高度化したり多様化をしてまいります。そういうものに対応できるサービスの確保ができるような、そういう自治体づくりというものが当然求められてくると、こういうことではないかと思えます。

いま一つは、やっぱり広域的な行政需要というのが求められてくる。道路交通網が随分整備をされました。それから電話とかインターネットとか、情報のネットワークも随分と整備をされております。人々の生活圏というのは随分拡大をされてまいります。そういうような視点に立ってまちづくりをやっぱり進めていかなきゃいけない、こういうことが1つではないかと思えます。

それから、今国の方では、非常にこの財政が厳しくて、構造改革

<p>小谷事務局長</p>	<p>が行われております。これから市町を取り巻く財政状況というものも大変苦しくなってくるのではないかなと、こんなような感じがいたします。そういうときに、やっぱり財政的な基盤というものを強化をしていく必要がある。等々の理由によって、平成の大合併が進められておるんじゃないかなと、このように思います。</p> <p>そういう趣旨にのっとり、同じ文化を持ち、同じ産業を持ち、昔からも歴史的に非常に関係の深い吉川町と三木市が合併をするということは、時代の趨勢やむを得ないものがあるんじゃないかなと、このように思います。</p> <p>吉川町長からお話がありましたように、吉川町は幕を閉じるわけでございますから、非常に複雑な気持ちではないだろうか、このように思います。そういうことも十分ひとつご賢察をいただきながら、余り急がずに時間をかけて、そして本当に合併をしてよかたなど、こう言われるようなまちづくりに進んでいけたらいいんじゃないかなと、こんな率直な感じがいたします。どうぞひとつこの会で十分ご審議をいただいて、本当によかったと言われる結論をお出しいただきますように心から願ってやみません。皆さん方のご精励を心から期待をしながら、粗辞ではございますけれどもお祝いにかえたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、会議次第3番目の委嘱状の交付でございますが、時間の都合によりまして、委員の皆様方のテーブルにあらかじめ委嘱状を配布させていただいておりますので、どうかよろしくお納めいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>次に、委員の紹介でございますが、第1回目の会議でございますので、恐れ入りますが自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p>まず、三木市の方からお願いをいたしまして、その後吉川町さんの方からお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>それでは、三木市の加古市長さんの方から順に自己紹介をお願い</p>
---------------	--

<p>加古会長</p>	<p>を申し上げます。</p> <p>それでは、自己紹介させていただきます。</p> <p>今もごあいさつさせていただきました会長を仰せつかっております三木市長の加古でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>鷲尾兵庫県議会議員</p>	<p>鷲尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>村岡監査委員</p>	<p>三木市の識見の方から出ております監査委員の村岡でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>室谷三木市議会議長</p>	<p>現在三木市の議会の議長を務めております室谷でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>西垣委員</p>	<p>議長から指名をしていただきました議会選出の西垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>井川委員</p>	<p>区長を務めさせていただいております、緑が丘から来ております井川でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>和泉委員</p>	<p>志染町から出ております和泉藤枝と申します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>三木商工会議所の岡田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>小河委員</p>	<p>三木地区区長協議会の小河でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>中井委員</p>	<p>三木市細川町の中井昭八郎です。よろしくお願いいたします。</p>
<p>西田委員</p>	<p>青山地区の区長協議会の西田と申します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>西本委員</p>	<p>区長協議会連合会の西本です。よろしくお願いいたします。</p>
<p>宮脇委員</p>	<p>三木防犯協会の会長をしております宮脇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>安福委員</p>	<p>自由が丘区長協議会の安福と申します。よろしくお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、交代で、吉川町さんの方に自己紹介をお願いをしたいと思いますけど、町長さんの方からよろしくお願いいたします。</p>

岩波副会長	副会長でお世話になります吉川町長の岩波です。よろしくお願い致します。
永塩吉川町議会議長	吉川町議会の議長の永塩でございます。どうぞよろしくお願い致します。
田中委員	議長に推選を受けました議会から出ております田中修身でございます。どうぞよろしくお願い致します。
大西委員	吉川町の商工会会長をしております大西と申します。どうぞよろしくお願い致します。
大前委員	吉川町健康福祉センター運営協議会並びに幸せの健やかなまちづくり推進協議会の会長をしております大前政博と申します。よろしくお願い致します。
高橋委員	吉川町の教育委員長をさせていただいてます高橋と申します。どうぞよろしくお願い致します。
中久保委員	失礼します。北播磨地域ビジョン委員会の委員の中久保通彦でございます。どうぞよろしくお願い致します。
西原委員	吉川町区長協議会からお世話になっております西原と申します。よろしくお願い致します。
西山委員	同じく区長協議会より参っております西山と申します。よろしくお願い致します。
藤田委員	失礼します。吉川町区長協議会の副会長をしております藤田芳明と申します。よろしくお願い致します。
吉田委員	吉川町の農業委員会の会長を務めております吉田でございます。よろしくお願い致します。
櫛笥局長	失礼します。北播磨県民局長の櫛笥と申します。よろしくお願い致します。この三木・吉川の合併協議会、北播磨県民局管内では4番目の協議会ということになります。先ほど皆さんからごあいさついただきましたように、十分議論をいただきまして、スムーズな運営に努力、我々としても支援してまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

小谷事務局長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>なお、本日吉川町さんの方で委員で亀井美鈴様が所用のため欠席をされております。ご報告をさせていただきたいと思います。</p> <p>各委員の自己紹介が終わりましたところで、それではこれより議事に移りたいと思います。会議次第に沿いまして進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。</p> <p>なお、会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規定によりまして、会長が務めることになっております。それでは、加古会長よろしく願いを申し上げます。</p>
加古議長	<p>それでは、協議会規約に基づきまして、ただいまから会議の議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。</p> <p>では、早速でございますが、議題に移らせていただきます。</p> <p>この協議会は、事務局において議事録を作成することにいたしております。この際、どなたの発言かを明確にさせていただくため、ご発言いただくときには、大変恐縮でございますが、お名前をまず言っていただいておりますので、お願いを申し上げます。</p> <p>それでは、議事の1からの報告事項に入らせていただきます。</p> <p>まずは、報告第1号の三木市・吉川町合併協議会規約についてから、報告第6号の三木市・吉川町合併協議会の財務規定についてまで関連がございますので、一括事務局からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。事務局お願いします。</p>
小谷事務局長	<p>それでは、座らせていただきましてご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>お手元の第1回三木市・吉川町合併協議会会議資料の1ページをお開きいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>報告第1号 三木市・吉川町合併協議会規約についてでございます。</p> <p>2ページをお開きください。</p>

第1条は、地方自治法、合併特例法の規定により設置する法定協議会の性格を定義いたしております。また、地方自治法第252条の2第3項の規程に基づきまして、市、町の議会に提案を申し上げ、3月17日に吉川町で、また3月26日には三木市の議会で議決をいただいたものでございます。

第2条については、名称で三木市・吉川町合併協議会と定めております。

第3条は、協議会の担任する事務を定めております。第1項の合併に関する協議とは、主にあとで提案する合併協定項目に関する協議を指しております。第2項の新市建設計画の作成は、合併後の新しいまちづくりの計画を指し、この計画に盛り込まれたものについて国の財政支援を受けることができます。

第4条で、協議会の事務所は三木市に置くと定めております。

次に、第5条、組織についてでございますが、委員となるべき者の範囲を定めておまして、1号として両市町の長を、2号には両市町の議会の議長を、及び3号には議会選出議員を各1名、そして4号に両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者19名以内とし、両市町の住民代表委員18名、両市町共通委員1名を選出させていただき、合計25名で構成することといたしております。

第6条は、会長、副会長の選任方法で、両市町の長が協議し、選任する旨を定めております。

第7条は、会長、副会長の職務を定めており、会長は協議会を代表し、会長に事故あるとき、欠けたときは副会長が職務を代理することといたしております。

第8条は、協議会に顧問を置くことを定めております。三木市・美嚙郡より選出の兵庫県議会議員様で本日までご出席をいただいております鷲尾先生にご就任をいただいております。

第9条は、会議について定めております。第1項で会議は会長が招集し、第2項で委員の3分の1以上の者から請求があるときは会

議を招集しなければならないこととし、第3項で日時、場所、付議事項はあらかじめ通知することと定めております。

第10条は、会議の運営で、1項に会議の成立は委員の半数以上の出席がなければならないこと。第2項で、議長には会長が当たること、第3項では、会議の運営については協議会に諮って決めることとし、第4項で説明や助言のため必要に応じて両市町の職員等の出席を求めることを定めております。

第11条は、小委員会の規定で協議会が担任する事務の一部について調査・審議を行うため、小委員会を設置できる旨を定めたものでございます。

第12条は、幹事会の規定で協議会に提案する必要な事項について協議または調整するため幹事会を設けるものですが、幹事会は事務レベルの最高調整機関として規定しており、その組織運営方法は会長の専決事項といたしております。これについては、報告第3号  
協議会幹事会規定に定めておりますので、後ほど説明させていただきます。

第13条は、事務局の規定で、協議会に事務局を置き、職員は両市町の長が協議して定めた者をもって充てるといたしております。

第14条、経費は両市町が負担すること。

第15条は、財務に関する事で、協議会の予算、現金の出納等は、三木市の例により会長が定めることにいたしております。

第16条は、協議会の監査に関する事で、両市町の監査委員各1名に委嘱とすることといたしております。

第17条におきましては、委員等に対する報酬及び費用弁償について規定したものでございます。

第18条には、協議会解散の場合の措置を、第19条には、その他協議会について必要な事項は会長が会議に諮り定めることといたしております。

続きまして、報告第2号 三木市・吉川町合併協議会規約に関する

る協定書についてご報告申し上げます。

ページは5ページでございます。

この協定書は、三木市・吉川町合併協議会規約に規定する内容について協定した事項を定めたものでございます。

まず、第1条で、学識経験を有する委員は、ページ数は6ページでございますので、6ページをお開きいただきたいと思います。

まず第1条で、学識経験を有する委員は、8ページの別表1のとおり、8ページの方に別表を出させていただいておりますけども、両市町の長が協議して相談させていただきました。

第2条では、委員の代理出席についてでございますが、基本的に委員には個人が選任されており、代理行為はなじまず、代理出席は認めないというものでございます。ただし、市長、町長、議長につきましても、事故あるときまたは欠けたときはこれを認め、また北播磨県民局長につきましてもこの限りではないといたしております。委員の皆様にはご協力の方よろしくお願い申し上げます。

第3条で、協議の結果、会長に三木市長、副会長に吉川町長を選任いたしております。

第4条では、顧問について別表2のとおり、鷲尾弘志様を選任いたしております。

第5条で、9ページの別紙3で事務局職員を選任いたしております。

第6条では、監査委員は別表4のとおり、三木市、吉川町より各1名を選任いたしております。

第7条で、協定書に定める内容を変更する場合は、変更協定書を交わすことといたしております。

第8条で、定めのない事項につきましても、両市の長が協議して定めることといたしております。

第9条で、規約の施行日は、協議会設置の日、平成16年4月1日といたしております。

第10条では、この協定は協議会の解散のときに効力を失うことといたしております。

次に、資料の10ページをごらんいただきたいと思います。

報告第3号 三木市・吉川町合併協議会幹事会規程についてご報告を申し上げます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

この幹事会の規定は、合併協議会規約第12条第2項の規定に基づきまして、幹事会の組織及び運営について定めるものでございます。幹事会の所掌の事務につきましては第2条で規定をしております。合併協議会で提案する事項について協議または調整するものといたしております。

幹事会の幹事につきましては、12ページの別表に定めておりますとおりで、両市町の助役、教育長、技監及び関係部課長等で組織し、幹事長には三木市の澤田助役を、副幹事長には吉川町の香下助役を選任いたしております。

次に、資料の13ページをごらんください。

報告第4号 三木市・吉川町合併協議会専門部会設置規程についてご説明申し上げます。

本規程につきましては、幹事会規程第7条第2項の規程に基づきまして、幹事会に専門部会を設置するに当たり、その組織運営等について定めたものでございます。

専門部会の所掌事務といたしましては、合併協議会規約第3条に規定いたしております新市建設計画の作成や、合併に関し必要な事項について専門的に検討、調整するものでございます。

16ページに別表をつけております。16ページの別表では、企画部会、総務部会等11の部会を設けております。

次に、資料の18ページをごらんください。

報告第5号 三木市・吉川町合併協議会事務局規程についてご説明申し上げます。

次に19ページをお開きください。

この規程は、合併協議会の事務局の設置に関し必要な事項を定めるものでございまして、第2条で協議会事務局の所掌事務を、第3条で資料21ページ別表1のとおり、総務係、調整係、計画係の3つの係を設けることといたしております。

第4条では、職員の職務を、また第5条では会長の決裁事項を、第6条では事務局長の専決事項を規定いたしております。

第7条で、会長、副会長不在時の事務局長への代決等を規定いたしております。

第8条では、公印の取り扱いを規定し、第9条の職員の職務は三木市の例によるといたしております。

第10条では、職員の給与はそれぞれの属する市、町が負担することといたしております。

次に、資料22ページをごらんください。

報告第6号 三木市・吉川町合併協議会財務規則についてご説明申し上げます。

次の23ページをお開きください。

第2条2項で予算の編成につきましては、毎年度開始前に協議会の承認を得るものとするがありますが、本年度は協議会の設置された年度でありますことから、本日次の報告第7号で承認を求めますのでございます。

第3条は、予算の補正について、第4条につきましては、予算の流用及び充用について、第5条は歳入歳出予算の区分についての規定でございまして、25ページの別表のとおりといたしております。

第6条は、出納及び現金の保管、第7条は出納員の規定でございます。

第8条は、収入及び支出の手続を、第9条は決算の調整について規定をいたしております。

以上、報告第1号から第6号までの説明でございます。よろしく

<p>加古議長</p>	<p>お願いをいたします。</p> <p>ただいま報告をいただいたわけですが、協議会の設置に必要な規約、協議会規程等でございます。既に両市町の協議によりまして決定はさせていただいたものでございますが、ご質問等がございましたらお受けいたしたいと思いますので、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ご発言がないようでございますので、報告第1号から報告第6号まではこれでご承認いただくことにさせていただいてよろしいございますか。</p> <p>(拍手起こる)</p>
<p>加古議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、続きまして報告第7号 三木市・吉川町合併協議会平成16年度予算について事務局よりご説明申し上げます。事務局、お願いします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、引き続きまして資料26ページをごらんください。</p> <p>報告第7号 三木市・吉川町合併協議会平成16年度予算についてご説明申し上げます。</p> <p>28ページをお開きください。</p> <p>平成16年度三木市・吉川町合併協議会の予算は次に定めるところによるとし、第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,600万3,000円とし、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は29ページの第1表のとおりでございます。詳しくは30ページからの歳入歳出予算事項別明細書で説明申し上げます。</p> <p>最初に、31ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>歳入でございますが、第1款負担金につきましては、4,600万円を計上いたしております。両市町各2,300万円の負担をお願いするものでございます。</p> <p>第2款繰越金につきましては、科目存置1,000円、第3款諸収入につきましては、預金利子、コピー使用料、実費負担金を計上いた</p>

	<p>しております。</p> <p>次に、32ページの歳出でございますが、第1款第1項総務管理費につきましては、664万7,000円を計上いたしております。事務局費として消耗品費、庁舎使用料や臨時職員等負担金が主なものでございます。</p> <p>第2款事業費の第1項事業推進費につきましては、3,888万1,000円を計上いたしております。このうち、第1目会議費は、委員の報酬や会議録の作成委託料が主なもので、第2目調査研究費は、住民意識調査、新市建設計画策定支援委託料、情報システム統合調査委託料の業務委託料が主なものでございます。第3目広報公聴費は、協議会の広報紙の発行やホームページの作成に係る費用が主なものでございます。</p> <p>そして第3款予備費に47万5,000円を計上いたしております。歳出合計は4,600万3,000円で、歳入歳出同額の計上でございます。</p> <p>以上、報告第7号 三木市・吉川町合併協議会平成16年度予算について承認を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>報告第7号 三木市・吉川町合併協議会平成16年度予算についての説明が終わりました。ただいまのご報告第7号につきまして、ご質問等お受けいたしたいと存じます。ご発言をお願いいたします。</p> <p>ご発言がないようでございます。</p> <p>ただいまの平成16年度予算につきましては、原案のとおり承認することにさせていただいてよろしいございますか。</p> <p>(拍手起こる)</p>
<p>加古議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>異議がないようでございますので、報告第7号 三木市・吉川町合併協議会平成16年度予算につきましては、原案のとおり承認をされました。</p>

小谷事務局長

引き続きまして、報告第8号 三木市・吉川町合併協議会スケジュールについて事務局よりご説明を申し上げます。

はい、次に、資料の35ページをごらんください。

報告第8号 三木市・吉川町合併協議会スケジュールについてご説明申し上げます。

次の36ページをお開きください。

合併協議会の協議につきましては、どのような内容を、どのような方法で、どの時期に行うか、また、合併の期日をいつにするかにつきましては、今後この協議会でご協議、ご検討いただく事柄でございますが、合併特例法の期限内でございます平成17年3月までの合併を想定した中で、事務局で策定をいたしましたスケジュールをお示しさせていただいております。

このような中で、協議会の会議は平成16年9月までを予定をいたしております。新市のまちづくり計画の策定につきましては、住民意向調査を今月中に行い、5月中には構想原案を作成し、県との事前協議に入りたいと考えております。

また、事務事業の一元化につきましては、1,200を超える事務事業について整理し、調整協議案を協議会に提案、平成16年9月をめどに方針を決定していただきたいと考えております。協議会でこれらの最終確認をいただいた後に、9月には両市町による合併協定書の調印を行い、合併議案を両市町の議会に提案してまいりたいと考えております。そして、表の上段に縦書きでお示ししております国・県への手続を踏んでいきたいと考えておるところでございます。

なお、このスケジュールにつきましては、現行合併特例法の法期限が平成17年3月31日となっているため、3月31日合併のスケジュールを報告させていただいております。ただし、当該特例法の改正案が今国会に提出されておまして、改正案が可決されますと、特例法の期限が平成18年3月31日となりますため、その時点で改めて合併の期日とスケジュールをご協議いただくことになろうかと考え

<p>加古議長</p>	<p>ております。</p> <p>以上、報告第8号 三木市・吉川町合併協議会スケジュールについて報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>報告第8号の合併協議会のスケジュールにつきましてご説明をさせていただきました。ただいまの報告第8号についてのご質問を受けたいと存じますので、ご発言をお願いいたします。ご発言ございませんか。</p> <p>ご発言がないようでございますが、今、先ほど来いろいろお話にもございましたように、十分とご審議もしていただかなきゃなりません。そういうことから、今の説明のように本当に9月末で終われるんかと、こうなりますと非常に疑問な点も多いと存じます。そういうことで、新聞、テレビにもいろいろと言われておりますように、最低3月末には県議会の合併の議決をいただくという、このことが一つの大きな目標につながるんじゃないだろうか、こう思っております。</p> <p>そういうことからいたしますと、来年の3月の県議会が開かれておる時期にお願いができる、申請のできる、こういう形でスケジュールは調整しながら進めてまいりたい、またまいらなきゃならないと思っております。</p> <p>そうなりますと、最低12月議会でそれぞれの市、町の議会で議決をいただく、このことが大事であり、そうならなきゃならないと存じますし、どうしてもということになれば3月議会までに臨時議会か、また3月開かれる早々の議会でご承認をいただけるか、そういうことにつきましても流動的にこの計画、スケジュールをもとに、誠心誠意鋭意努力をしてまいらなければならないと、こう存じますので、できるだけ円滑に協議が進められることをご期待し、万が一のときには今申し上げましたような流動的に、最終は県議会に、ということは県知事に3月早々に報告し、県議会に提案いただけるよ</p>
-------------	--

<p>加古議長</p>	<p>うに努力をしていかなきゃならんと、こう思っておりますので、どうかそのあたりご理解とまたご協力をいただきながら進めてまいりたいと存じます。</p> <p>ご発言がないようでございますので、今つけ加えて申し上げましたスケジュールにつきましては、一応この案をご承認いただけますでしょうか。</p> <p>(拍手起こる)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまのスケジュール案を基本に努力をしてまいりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げ、スケジュール案につきましては報告のとおり承認することにさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、続いて報告第9号の合併協議会の広報体制についてを説明させていただきます。事務局のご説明願います。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、次に資料の37ページをごらんください。</p> <p>報告第9号 三木市・吉川町合併協議会の広報体制についてご説明申し上げます。</p> <p>まず、協議会だよりの発行でございますが、協議会開催後速やかに日刊新聞折り込みにて発行いたす予定でございます。また、ホームページを開設し、公開することにいたしております。</p> <p>また、3番目の会議録の閲覧につきましては、あとで協議していただきます三木市・吉川町合併協議会会議録等閲覧規程によりまして、三木市役所、吉川町役場の指定する場所で閲覧する予定でございます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>それでは、報告第9号 三木市・吉川町合併協議会の広報体制についての説明が終わったわけでありまして、ただいまの説明に対しましてご質問なり、またご意見お伺いいたしたいと思っております。ご発言をお願いいたします。</p>



<p>加古議長 西本委員 加古議長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>その都度終わってから約2週間程度とさせていただいたら結構か と思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>ないようでしたら、報告第9号 三木市・吉川町合併協 議会の広報体制につきましては、原案のとおり承認することにさせ ていただいてよろしいございますか。</p>
<p>加古議長</p>	<p>(拍手起こる)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議のないことでもって、広報体制については原案のとおり承認 されました。</p> <p>それでは、今から協議事項に入らせていただくわけですが、協議の第1号 三木市・吉川町合併協議会の会議運営規程につ いてご審議をお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>事務局から説明願います。</p> <p>それでは、引き続きまして議案事項に移りたいとここでございま すけども、38ページをごらんください。</p> <p>協議第1号として、三木市・吉川町合併協議会会議運営規程につ いてご説明申し上げます。</p> <p>39ページをお開きください。</p> <p>この会議運営規程は、規約第10条第3項の規定に基づきまして、 会議の運営方針について定めようとするものでございます。</p> <p>第2条は、会議は原則公開といたしておりますが、今後会議を進 める中でいろいろな状況が予想されますことから、出席委員の半数 以上の賛同のある場合は公開しないことができるものといたしてお ります。</p> <p>第3条では、議長は迅速かつ能率的な運営に努めるものとし、委</p>

<p>加古議長</p>	<p>員は会議の円滑な議事運営に協力しなければならないといたしております。</p> <p>第4条で、会議の開会、閉会については議長が宣告することといたしており、2項で委員は議長の許可を得た後に発言するものといたしております。</p> <p>第5条では、会議の議事は出席委員の過半数で決することとし、可否同数のときは議長が決することといたしております。ただし、合併協定項目の基本協議事項につきましては、4分の3以上をもって決するといたしております。</p> <p>第6条で、会議は傍聴できること、第7条は会議録の調製に関する事項でございます。</p> <p>第8条で、議長は会議録に署名する委員2名を指名することといたしており、この議事が決定された場合は、議長より指名させていただきたいと存じます。</p> <p>第9条は、会議録等の公開に関し、前条の規定により調製された会議録並びに会議に付された会議資料及び付属資料は公開することといたしております。</p> <p>第10条は、規律に関するもので、第1項は何人も会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならないこと。第2項では、会議場において資料、新聞紙、文書等を配付するときは、議長の許可を得なければならないといたしております。</p> <p>41、42ページに会議録の様式をつけさせていただいております。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>説明が終わったわけでございます。質問等ございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>ないようございましたら、協議第1号の三木市・吉川町合併協議会会議規程につきましては、原案のとおり承認することに決定させていただいてよろしいございますか。</p> <p>(拍手起こる)</p>
-------------	--

<p>加古議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、原案のとおり決定させていただきました。</p> <p>それでは、ただいま協議会会議運営規程が決まったわけでございます。本日の会議録の署名していただく委員はどのようにさせていただきますか。</p> <p>(「議長に一任」の声あり)</p>
<p>加古議長</p>	<p>ありがとうございます。議長一任ということでございますので、本日の議事録署名委員につきましては、私の方から指名をさせていただきます。三木市の西本凱昭委員、吉川町の西原雅晴委員をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、協議第2号の三木市・吉川町合併協議会会議傍聴規程についてを議題といたします。</p> <p>事務局からご説明願います。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>協議第2号 三木市・吉川町合併協議会傍聴規程についてご説明申し上げます。</p> <p>資料の44ページをごらんください。</p> <p>この規程は、先ほどの会議運営規程第6条の規定に基づきまして、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものでございます。</p> <p>第2条では、傍聴席は一般席と報道関係者席に区分するものとしております。</p> <p>第3条で、傍聴人の定員は30人以内とするとしておりますが、会場の規模によりまして調整することとしております。</p> <p>第4条は、傍聴の手続を定めるもので、傍聴受付簿に必要事項を記入しなければならないこととし、希望者が定員を超えたときは先着順により傍聴人を決定する旨を定めるものでございます。</p> <p>第5条は、傍聴人にお渡しする傍聴証は会場退場時に返還する旨を定めております。</p> <p>第6条は、傍聴席に入ることができない者は第1号から4号のいずれかに該当する者としております。</p>

	<p>第7条では、傍聴席において傍聴人の守るべき事項として、1号から5号まで規定いたしております。</p> <p>第8条では、傍聴人はすべて協議会事務局職員の指示に従わなければならないといたしております。</p> <p>第9条は、傍聴人は会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならないといたしております。</p> <p>第10条は、違反に対する措置として、傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができるといたしております。</p> <p>また、46ページから様式第1号及び第2号で傍聴受付簿、また様式第3号で傍聴証をお示しをいたしております。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>協議第2号の三木市・吉川町合併協議会傍聴規程についての説明が終わったわけでございます。ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご質問がないようございましたら採決をさせていただきたいわけでございますが、運営規程の第5条によりますと、採決は過半数と、こういうようなことを定めておりますし、また重要事項については4分の3ということも決めております。</p> <p>そのようなことから、まことにご迷惑かとは存じますが、ただいまの傍聴規程の採決につきまして、賛成の方々の挙手をお願いしたいと存じます。賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
加古議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、傍聴規程は決定をさせていただきます。</p> <p>次に、協議第3号の議事録等閲覧規程についてをご審議願います。閲覧規程についての説明をお願いします。</p>
小谷事務局長	<p>まず、最初に、資料の訂正をお願いを申し上げたいと思います。</p>

<p>加古議長</p>	<p>50ページのところでございまして、三木市・吉川町合併協議会会議録等閲覧規程第1条の1行目に書いております一番右端のところで、運営規程第10条と書いてございますけども、これを第9条に改めていただきたいと思えます。大変失礼いたしましたけどもよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、協議第3号の三木市・吉川町合併協議会会議録等閲覧規程につきましてご説明いたします。</p> <p>この規程は、会議運営規程第9条の規定に基づきまして、会議録及び会議に提出された文書の閲覧に関しまして必要な事項を定めるものでございます。</p> <p>第2条においては、何人も会議録等の閲覧を請求することができることとしております。</p> <p>第3条では、閲覧に供する会議録等は文書の写しとし、会議に提出された文書につきましてはこの限りでないこととしております。</p> <p>第2項におきましては、個人に関する事項、会議の公平な運営に支障を及ぼすおそれがある事項等は、閲覧に供しないことができることとしております。</p> <p>第4条では、閲覧ができる場所は協議会事務局及び構成市町の指定する場所とし、時間は執務時間内といたしております。</p> <p>第5条では、閲覧者は会議録を他に写すことができるとしてあり、第2項において写しを希望する場合は、作成に要する費用を負担することとしております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>会議録閲覧規程の説明が終わったわけでございます。ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>質問がないようでございます。</p> <p>それでは、採決をしていただきたいと存じます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第3号 三木市・吉川町合併協議会会議録閲覧規程について</p>
-------------	--

<p>加古議長</p>	<p>原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員挙手でございますので、協議第3号 三木市・吉川町合併協議会会議録閲覧規程は原案のとおり決定をいたしました。</p> <p>次に、協議第4号の三木市・吉川町合併協議会小委員会規程についてご審議をお願いいたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議第4号 三木市・吉川町合併協議会小委員会規程についてご説明申し上げます。</p> <p>52ページをお開きください。</p> <p>第1条では、規約第11条に基づきます趣旨につきまして規定をいたしております。</p> <p>第2条では、小委員会は協議会から付託された専門分野について調査及び審議するものでございます。</p> <p>第3条では、小委員会の委員は必要に応じて協議会の会長が協議会の委員のうちから指名するよう定めております。</p> <p>第4条では、小委員会に委員長及び副委員長を置き、職務について定めております。</p> <p>第5条では、会議について定めております。</p> <p>第6条では、委員長は小委員会における調査及び審議の結果について協議会に報告するよう定めてございます。</p> <p>第7条では、庶務については協議会事務局が処理するよう定めております。</p> <p>以上でございます。よろしく願い申し上げます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>それでは、説明は終わったわけでございます。ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>ご発言ございませんか。</p> <p>このような規程はつくらせていただきますが、私は全員でご協議</p>

<p>加古議長</p>	<p>をいただくことを原則といたしておりますし、どうしても全員でまとまりにくいと、こういうようなことがもしも万一あるとするならば、そのときにはお諮りして小委員会をつくらせていただくこと、こう思っておりますので、どうか委員の皆さん方におきましてもよろしくご協力のほどお願いを申し上げ、発言もないようでございますので採決をさせていただきます。</p> <p>ただいまお諮りいたしました協議第4号 三木市・吉川町合併協議会小委員会規程につきましては、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございます。挙手全員でございます。</p> <p>よって、協議第4号の三木市・吉川町合併協議会小委員会規程につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。</p> <p>次に、協議第5号 三木市・吉川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程につきましてご審議をお願いいたします。</p> <p>事務局において説明を願います。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>はい。それでは、協議第5号 三木市・吉川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてご説明申し上げます。</p> <p>54ページをお開きください。</p> <p>第1条では、趣旨を規定いたしております。</p> <p>第2条では、報酬の額を日額8,000円とし、ただし三木市、吉川町の長、その他の常勤の職員及び議会の議員につきましてはこれを支給しないことを定めております。</p> <p>第3条では、協議会委員が職務のため両市町以外の区域に出張した場合の費用弁償について定めております。</p> <p>第4条では、協議委員等に支給する旅費について、三木市の特別職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用することといたしております。</p> <p>第5条で、委任について、また協議会委員の費用弁償に関しまし</p>

<p>加古議長</p>	<p>て必要事項は会長が別に定めることといたしております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>ただいまの説明につきまして、質問等ご発言をお願いいたします。</p>
<p>小河委員</p>	<p>はい、ではお願いします。</p> <p>日額8,000円という金額はどのような数字に基づいて定められてるんですか。ちょっと教えていただけませんか。</p>
<p>加古議長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>これにつきましては、三木市が定めております委員の報酬額をそのままここに規定をさせていただいております。</p>
<p>加古議長</p>	<p>よろしいか。</p>
<p>小河委員</p>	<p>三木市が定めておられる金額というのはどういう。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>三木市の条例で審議会等の報酬額が定められております。</p>
<p>小河委員</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>加古議長</p>	<p>三木市の条例で特別職の報酬等につきまして決めておりますので、それを適用させていただいておると、こういうことでございます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>ご質問がないようでしたら採決をさせていただきたいと存じます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第5号 三木市・吉川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>加古議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。挙手全員でございます。</p> <p>それでは、協議第5号の三木市・吉川町合併協議会の委員の報酬及び費用弁償につきましては、原案のとおり決定をいたしました。</p> <p>次に、協議第6号 三木市・吉川町合併協議会会議運営申し合わ</p>

<p>小谷事務局長</p>	<p>せ事項についてご審議をお願いいたします。</p> <p>内容につきまして、事務局からご説明願います。</p> <p>それでは、協議第6号 三木市・吉川町合併協議会会議運営申し合わせ事項についてご説明申し上げます。</p> <p>56ページをお開きください。</p> <p>まず、会議の定例開催といたしまして、協議会の開催日につきましては、原則として毎月第4木曜日午後1時30分より会場を三木市及び吉川町の公共施設で実施したく思います。</p> <p>また、傍聴者等への配布資料につきましては、議事日程のみといたしたいと存じます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>説明が終わったわけでございます。説明に対しましてご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>それでは、質問がないようでございますので、お諮りをいたします。</p> <p>協議第6号 三木市・吉川町合併協議会会議運営申し合わせ事項について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>加古議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。挙手全員でございます。</p> <p>よって、第6号 三木市・吉川町合併協議会運営申し合わせ事項につきましては、原案のとおり決定をいたしました。</p> <p>次の協議第7号につきましては、しばらくいろいろとまたお話し聞かせていただかならんと思っておりますので、このあたりで10分程度といたしますか、3時まで休憩をさせていただきます、またよろしくをお願いいたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>休憩 午後2時45分</p>

<p>加古議長</p>	<p>再開 午後3時00分</p>
<p>加古議長</p>	<p>それでは、おそろいのようにございますので、会議を再開させていただきます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>休憩前に引き続きまして、次は協議第7号の三木市・吉川町事務事業調整方針についてご協議をお願いいたします。</p>
<p>加古議長</p>	<p>内容につきまして事務局からご説明申し上げます。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>はい、それでは、協議第7号 三木市・吉川町事務事業調整方針についてご説明申し上げます。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>この合併に当たりましては、1,200項目程度の事務事業の一元化が必要となってまいります。そこで、58ページをお開きいただきたいと思っております。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>この58ページにおきましては、三木市・吉川町事務事業調整方針を定めてございます。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>まず、基本原則でございますが、1つとして、合併後速やかに一体性の確保に努めること。2つといたしまして、住民サービス及び住民福祉の向上に努めること。3つとして、負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めること。4つとして、合併後において健全な財政運営に努めること。5つとして、行政改革の観点から事務事業の見直しに努めることといたしてございます。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>また、調整方針といたしましては、原則として両市町の制度を比較検討し、基本原則に基づき調整すること。ただし、住民生活に急激な変化をもたらさないことに配慮する。また、合併による行政効率化により生み出される節減経費をもってサービスの向上に努めることといたしてございます。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>59ページ以降、62ページまでその具体例を載せてございます。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>まず、59ページでございますが、住民サービスへつながる各種制度等で、1として水準が同じもの、また2番目で水準が異なる場合、それぞれの調整方針及び財政面の課題等について対応策を述べ</p>

<p>加古議長</p>	<p>でございます。</p> <p>また、61ページにおきましては、2つ目として、住民の負担につながる各種制度で、1つとして水準が同じものと。また、2つとして、水準が異なる場合の調整方針及び財政面の課題等について、その対応策等を述べてございます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>説明が終わったわけでございます。ご質問等ご発言をお願いいたします。</p> <p>ご発言がないようでございます。</p>
<p>大前委員</p>	<p>お諮りいたしたいところで……。はい、どうぞ。</p> <p>吉川町の大前と申します。</p> <p>ここにひょっとしたら載ってるかもわかりませんが、例えば三木市にあって吉川町にないもの、サービスの、例えば何かの補助金とか。吉川町にあって三木市にないもの、こういった調整はどういう調整になるんでしょうか。</p>
<p>藤田事務局次長</p>	<p>この事務事業の調整につきましては、現在三木市と吉川町職員が各分科会に分かれまして、その洗い出しにかかっております。それで、今4月以降三木・吉川のそれぞれの分科会の担当者が寄りまして、三木と吉川の違いはこれとこれが違うと。それで、しかし、合併するにはどういうふうに統一していったらよいのだろうかということで現在検討を重ねております。</p> <p>その、この合併協議会につきましては、特に住民サービスに影響がもたらされるものについて、この協議会へ違いを明記をさせていただきまして、担当者としてはこういう調整がよいのではないかというご提案をさせていただきます。その都度に、協議会で審議をしていただくという運びになります。</p> <p>現在のところ調整中ございまして、まだ具体的にこれとこういうものがあるというような、単純なものは、だれが考えてもわかるようなものはあるんですけれども、今細部にわたって職員総出で頑</p>

加古議長

張ってもらっております。今そういう状況でございます。

ほかにございませんか。

今も説明させていただきましたように、現実いいもの、まさるもの、劣るものいろいろ比べて劣るとかまさるとかということが言えるわけですが、比べなかったら何にもわからない、こんな状況でもあるわけですが、それでもあることは事実あると思います。今説明申し上げましたように、1,200とか数百とか言うておりますんで、なかなか1つに同じもんということができておりません。

しかし、このたびの地方税法の改正によりまして、今まで町の場合は、住民税の均等割は2,000円と2,500円やったやつが皆3,000円に上がりました。これはもう町も市も皆上がったわけですから、将来同じことになるということです。

また、いろんな具体的に個々に施策を講じておられますんであるわけですが、それらにつきましても、合併のときに必ず一緒にできるものは非常にいいと思いますが、万一できないものにつきましても、その協議会で一定の方向を示していただきながら、何年間の間に調整するとか、またその結果、二重構造で調整するといいますが、とっていくというようなことも考えられると思いますし、また、特に職員の給与等々につきましても本当にあんのかないのかわかりませんが、50年前に三木市が誕生いたしましたときには、本当に職員等々につきましてもそれぞれ5つの町村で差がありました。

今は人事院勧告等々でそれなりのことはなされておりますこともあって、何か職員にもそういう不安もあったんですが、何年かの間に調整を図って、そうしよる間に高い人、年いった人は高いで、はいやめてといいますが、定年が来たということもありますし、いろんなことでこれは調整できるものだと、こういうふうに思っておりますし。

こういうようなことを申し上げたらどうかと思うんですが、十分とご議論はいただきますけれども、吉川町の場合の水道料金1つ例

にとりまして、吉川町は県水を全部買っておられるということ。そしてまた、水道管を引かれた時期が浅いということ。

三木市もおかげで水道管引いてから40年、50年近うなりましたので。それからいうと、合併当時水道を引いたときは、もう三木市の場合は地下水を頼りに引いてまいりましたんで、よそよりも非常に高い水道料金を活用してまいりましたし、おくれてきたところもしたんですが、今では地下水の方がおかげで安くつくという、こんな現状もあって助かっておりますが。

とって、吉川町の水道を例にとっても三木市と同じ、三木市の水道は向こうへ余ってるんですが持っていくというのはこれ、吉川の方が場所が高うございますのでなかなか持っていくというわけにはまいらない。吉川町の方が管が余って、三木から持っていくんやったらもう同じ水道管1つ久次でつなげば、上松との間につなげばもう全部流れてくるんですが、三木はあそこまでポンプで送っていかんのだらいかん。まだそれより上になりますから、これはもう非常に難しい。

そんなことになれば、皆さん方の英知でもってどういう手法をとるか、そんなことは一つの例でございますが、その都度ご意見をお伺いしながら、お互いに許容できる範囲での調整をしていただく必要があるかと、このように思います。それらにつきましても、その一つ一つを議題に上がってまいりましたときにどんな方法があるか、事務局もそれなりの検討はいたしますけれども、委員皆さん方のご意見をお伺いしながら決定していきたいと。

そしてまた、そういうものにつきましては、もう議会のご承認をいただかなければ条例行為ですからなりませんので、議会のご理解がいただける、承認をいただけるような形で決めていくようにせざるを得ないかと、こう思っております。

いろいろとございますが、1本に全部できるかどうかちゅうなことは、期間を置いて1本にすること、そしてまた、どうしてももの

加古議長  
宮脇委員

ときは二重構造をとることもやむを得ないなど。

今申し上げましたようなことは、全部最終は議会の議決をいただくということになりますので、そのあたり十分にご理解をいただきながらご協議をいただければありがたいと、こういうような思いでおりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでまた、その都度ひとつご協議をいただくことになろうと思っておりますので、この協議第7号につきましては、ご質問等もないようでございますのでお諮りをいたしたいと、採決いたしたいと存じます。

(「その前にちょっと」の声あり)

はい、どうぞ。

宮脇でございます。

この間もここに社会福祉協議会の和泉会長が来られておりますので、会長からご発言いただいた方がよかろうかと思うんですけども、助成金等補助金というんですか、社会福祉協議会とかいろいろちょうだいしとるやないですか。吉川町からもちょうだいしとる、私ども防犯協会あるんですけども。1足す1が2にならずして、1足す1が1.8ぐらいになっとるんちゃうかというような懸念を持っておる何がありましてね。

だから、その社会福祉とかあるいは犯罪が発生しております防犯とか、それぞれの箇所箇所によりまして個別にまたそれら等もご検討いただくようにここに書いてありますので、何分ともひとつご配慮をいただいとく方がええんやないかと思って発言をしたわけでございますが。

1足す1が2になって、2.1ぐらいになりゃよろしいんですけども。三木市からちょうだいし、吉川からちょうだいしとる防犯協会の場合なんかやったら、どうもこれがどうなるか、という懸念を持っておりますので、その会の重要性等々を十分ご検討いただきながらよろしくお願いをしたいと、このような発言をさせていただきま

<p>加古議長</p>	<p>す。</p> <p>十分お互いご意見を聞かせていただきながら、また決定しなきゃならんのは、その年その年の衝に当たる町であり、議会でございますので、その点は十分と、また心して進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>ないようでしたら採決をさせていただきます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第7号 三木市・吉川町事務事業調整方針について原案に賛成の委員の皆さん方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>加古議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。挙手全員でございます。原案のとおり決定をさせていただきます。</p> <p>次に、協議第8号 新市まちづくり計画策定に係る住民意向調査についてを議題といたします。</p> <p>内容につきまして、事務局からご説明申し上げます。お願いします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議第8号 新市まちづくり計画策定に係る住民意向調査についてご説明申し上げます。</p> <p>この新市まちづくり計画とは、合併後の新市がどのようなまちづくりを進めていくのかを決めていくものでございます。それに先立ち住民意向調査をするものでございまして、この調査の目的でございますが、両市町の住民の生活実態や、新市の将来像について住民意識を把握するとともに、新市まちづくり計画を策定する基礎データとして活用するため実施するものでございます。</p> <p>そこで、64ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>ここに住民意向調査実施要領を載せてございます。</p> <p>まず、第3条でございますが、対象者といたしましては、両市町に住所を有する18歳以上の住民から合計5,000人を無作為抽出して</p>

<p>加古議長</p>	<p>実施いたします。三木市と吉川町のそれぞれの対象者数につきましては、均等割を5割といたしまして、残りを人口割としたいと考えております。その結果、三木市の方では約3,500人、吉川町では約1,500人となろうかと考えてございます。</p> <p>次に、第4条実施方法につきましてでございますが、郵送により配布回収をいたします。</p> <p>第5条では、実施内容につきましては、性別、年齢から合併を機会に重点的に取り組むべきことまで16項目の設問を設けてございます。</p> <p>第6条では、実施時期はご承認いただいた後、平成16年4月下旬に配布し、5月上旬に回収いたしたいと考えてございます。</p> <p>第7条では、調査結果は公開を原則といたしまして、協議会発行の広報紙及びホームページに掲載いたします。</p> <p>第8条では、調査結果につきましては、新市建設計画及び財政計画を策定する際の基礎資料といたします。</p> <p>ということで、68ページから73ページにそのアンケートの内容を上げさせていただいております。</p> <p>まず、68ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>68ページのところでは、設問1から設問5までは回答者の性別、年齢、お住まいの住所等、いわゆる基本的な事項について上げております。また、69ページ以降につきましては、現在お住まいの市、町の行政サービスの満足度、また70ページでは、地域への愛着と定住の意向について、また71ページにおきましては、合併問題についての関心や期待、心配などにつきまして。また、72ページから73ページにおきましては、今後のまちづくりのあり方についてお尋ねをいたしてございます。</p> <p>以上簡単でございますけれども、説明に変えさせていただきます。よろしく願い申し上げます。</p> <p>説明が終わったわけでございます。ご質問等ございましたら、</p>
-------------	---

<p>西本委員</p>	<p>ご発言をお願いいたします。</p> <p>西本でございます。</p> <p>この意向調査について、第3条の対象者を三木、吉川で5,000人とあります。サンプリング調査というのは大体3,000人を今までの統計上一番多いわけですが、それにおきますと三木市は3,500、吉川町1,500ということなんです、もし回収率が60%を割るようなことであつたら、そういった意向の方向というものは、方向はわかるわけですけれども、本当にこう住民両町の住民の意向がどのような形で反映されるのかということになると思うんですが、果たしてこの3,500、5,000人というのは、本当にこう協議会として意向調査する場合必要な人数なのかどうかということについてもちょっと疑問な点があると思うんですが、その辺のところはどうでしょうか、お尋ねします。</p>
<p>梨原計画係長</p>	<p>それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。</p> <p>この5,000人と申し上げます5,000人につきましては、一応三木市の方と吉川町の方、それぞれ50%ずつを均等割にまずいたします。そして、残りの50%につきましては、人口割をいたしますと、三木市が約3,500人、吉川町が1,500人の対象者となります。それで、一応回収率を50%として見込んでおります。</p> <p>この場合、吉川町の場合、1,500人の50%で約750人。これは、統計学上でいいますと、約700から1,000のサンプルというのが統計学上で優位性を保てる数というふうなことになると思います。また、その数が1,000、2,000とふえましても、これは余りその優位性が変わってこないと、そういうことから一応5,000人という数字を割り出しまして、今回5,000人とさせていただいております。</p> <p>以上です。</p>
<p>加古議長 西田委員</p>	<p>次、西田さん。</p> <p>青山の西田です。</p> <p>アンケートっていうのは、皆それぞれが希望とありますが、欲を</p>

	<p>持ったアンケート結果が非常に要望事項等がたくさん出てくると思うんですが、その結果をこの協議会にどの程度のポイントに重要度を置いて生かして検討していくんか。皆さんからいただいた結果で、先ほど方針内容においてもほとんどの項目が財政の計画検討が必要というような項目がたくさんありますけども、非常にアンケート結果が予算的にも厳しい要望事項等がたくさん出てくるんじゃないかなと。そこら辺について事務局さんどのようにお考えかちょっとお聞きしたい。</p>
<p>梨原計画係長</p>	<p>先ほどのご質問にお答え申し上げます。</p> <p>このアンケートにつきましては、現在の行政が行ってます施策の満足度をまず問うております。そして、次に定住志向、それから合併に対する期待、不安、それから新しいまちづくり、どういうまちをしていったらいいのかという、これがご希望の部分だと思うんですけども。これにつきましては、現在三木市、吉川町両市で進めておりますやはりこのマスタープラン、総合計画、それをもとにいたしまして、その中で皆様方がどのようなまちにしたいのかということをお優先で考えていくと。その資料として活用したいというふうに考えております。</p> <p>それにつきましては、そういう結果をもってこの協議会の場で報告させていただきながら、またその結果をご協議いただくと。そういう形で活用したいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>加古議長 安福委員</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>安福でございます。</p> <p>この無作為抽出5,000人ということでございますけれども、年齢層なんですけれども、これ若年層、若い人たちを対象にしているのか、それとも中高年の方を対象にしているのか、偏った若年層いうんですか、中高年、そういったものはないのか、そのあたりのところをちょっと聞きたいんですけど。</p>

<p>梨原計画係長</p>	<p>それでは、質問にお答えいたします。</p> <p>これにつきましては、一応18歳以上という年齢につきましては、18歳といたしますのは高校を卒業されると。それまでの18歳以下の方は90数%が高校生、学生さんであるということから、この質問の内容には行政サービスという観点から、余り市の行政にかかわりがない、若年層の方々を対象にしてないというのが1点ございます。</p> <p>それで、今ご質問のございましたその18歳以上の年齢でございますけれども、それにつきましては無作為でございますので、ある程度偏る場合もございます。ただ、これは年齢を一応最初に設問でカテゴリーとして上げておりますので、その年齢それぞれに応じた分析もしていくことができますので、その点は問題ないというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>安福委員</p>	<p>そしたら、1軒の家に2世帯住宅とかございますね。そういった場合に、どなたがそういったアンケートの対象になるのか、それも決めておられるのでしょうか。</p>
<p>梨原計画係長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>それにつきましては、無作為でございますので、これは個人名で郵送させていただくという形になります。ですから、例えばその同じ世帯にお二人いく場合もまれにあるかもわかりません。ただし、無作為に抽出する場合は、ある程度この機械上で操作しますので、そういう重複というのはほとんどないというふうに考えております。</p>
<p>加古議長 大前委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>吉川町の大前です。</p> <p>このアンケートは、三木市と吉川町共通だと思んですが、ただ、三木市の方は別に不安感がないかもわかりませんが、吉川町は吸収、編入合併ということで、町民の方は不安が多分三木市の方に比べると、不安とかそういったいろんな希望とか、そういうのが多分大きい。変な言い方かも知れませんが、大きいだろうと、こういうよ</p>

<p>梨原計画係長</p>	<p>うに思うんですが。</p> <p>その例えばこの同じようなアンケートで比重、例えば吉川町の意見ばかり取り入れると、また大変な協議になるかわかりませんが、そういった比重のかけぐあい、あるいは検討の内容、こういったところどういうぐあいに考えておられるのかお聞きしたいんです。</p> <p>それでは、質問にお答え申し上げます。</p> <p>比重につきましてはまずそのサンプリングをどう分析するかというふうな形で、三木市の方、吉川町の方をそれぞれ分ける場合はそのような傾向が出てこようかと思えます。ただ、これはあくまでも両市が1つになったときのアンケートという形にさせていただくわけでございますので、それは全体の中のご意見として、ですから三木、吉川、それぞれ分けて考えるものではなく、それを1本として考えていきたいというふうな形で考えております。</p> <p>また、その結果につきましては、この協議会で十分またご審議をしていただくというふうな形になると思えますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>加古議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>ないようでしたら、採決させていただきます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第8号 新市まちづくり計画策定に係る住民意向調査につきましては、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>加古議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。挙手全員でございます。</p> <p>協議第8号 新市まちづくり計画策定に係る住民意向調査につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。</p> <p>以上で協議事項につきましては終了したわけでございます。</p> <p>それでは、引き続きまして、3にございます提案事項に入らせていただきます。</p> <p>提案事項につきましては、今回はあくまでも提案説明をさせてい</p>

<p>岡田委員</p>	<p>ただき、次回にご意見をいただき協議をしていただくことといたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>あのね、65ページの、いやいやこれ6条で、8条がないんやけどこれはこれでええんですか。</p>
<p>加古議長 小谷事務局長</p>	<p>65ページは8条ないって。</p> <p>失礼いたしました。今、ご指摘をいただきましたとおりで、8条が飛んでおりました。申しわけございません。9条につきましては第8条と。また、第10条につきましては9条、第11条については第10条とご訂正をお願いを申し上げたいと思います。大変申しわけございません。</p>
<p>加古議長</p>	<p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、番号が飛んでおりますので、この協議の8につきましては、7条の次に9条やなくて8条、次に9条、次に10条と、こういうように訂正をお願いし、そのように、それを原案として決定をしていただいたことにさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、提案9以降については、今申しあげましたように説明だけさせていただきます、次の協議会でご審議をいただくと、こういうことになりますのでよろしくお願いいたします、事務局から説明申し上げます。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、提案の第9号でございます。合併協定項目につきましてご説明申し上げます。</p> <p>75ページをごらんください。</p> <p>ここにお示しをいたしております基本的協議事項といたしまして、1番の合併の方式、2番の合併の期日、3番の新市の名称、4番の新市の事務所の位置、5番の財産及び債務の取り扱いまでの基本的協定項目である5項目、また次に、合併特例法に規定されております特例の協議事項といたしまして、6番の議会議員の定数及び任期の取り扱い、7番の農業委員会委員の定数及び任期の取り扱い、8</p>

	<p>番の地方税の取り扱い、9番の一般職の職員の身分の取り扱いに関する事、10番の地域審議会に関する事、11番の新市建設計画に関する事の6項目でございます。</p> <p>その他必要な協議事項といたしまして、12番の特別職の職員の身分の取り扱いに関する事から、25番のその他必要な事項に関する事までの14項目を掲載いたしております。</p> <p>77ページから参考資料といたしまして、協議内容の概要を載せております。これらの合併協定項目は、合併に向けた必要事務をすり合わせる項目でありまして、最終的には合併協定書として取りまとめるものでございます。</p> <p>なお、今後の調査・協議によりまして、今回提案しております項目以外に協定に盛り込む内容が生じた場合は、この会議に諮って項目を追加させていただく予定でございます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>もうちょっと詳しい説明できひんのんか。項目だけの説明になってもとる。</p> <p>それでは、議長さんの方からもう少し詳しくというお言葉をいただきましたので、77ページをあけていただきたいと思います。</p> <p>まず、基本的協議事項ということで5項目でございます。合併の方式ですけれども、今全国で合併が行われておりますけれども、合併には新設合併と編入合併がありますけど、後からご提案をさせていただきますが、合併の方式がこの2つがありますので、よく協議をしていただきたいと思いますということです。</p> <p>新設合併というのが、2つ以上のまちが寄って新しいまちをつくるというのが新設でございます。編入の場合は、三木、吉川を例えますと、三木市が吉川町を編入すると。それで、吉川町の区域は三木市の区域になると、そういうことでございます。</p> <p>合併の期日ですけれども、これスケジュールのところでも申しましたように、あくまでも今の法が変わっておりませんので、17年3</p>
--	--

加古議長

藤田事務局次長

月31日までに合併をしますれば、特例債を見込んだ合併でございますよという運びになるかと思えます。そういうところでございます。これは、法が改正をされましたら、前に説明させていただきましたように、再度協議していただくこととなるかと思えます。

新市の名称ですけれども、これも新設合併の場合はどことも新しい名前を決めたりされております。編入の場合は、三木と吉川の場合でしたら、編入をする三木市の名前が残って、吉川町は消えると。いわゆる美嚢郡がなくなるのかなという感じです。

新市の事務所の位置といいますのは、これは三木の今の市役所なり、吉川町役場の事務所の位置でございますけれども、編入の場合は今の市役所が残って、通例ですと今の吉川町役場は支所に残るといのが多うございます。また、3つのまちが寄って合併する場合は、市の中心の事務所をどこにするというのを決めておられます。新しい市役所を建てるまでの間、当座はどここのまちの位置にしようということですね。

財産、債務の取り扱いについては、これは通常いろいろありますけれども、編入も新設もすべて新しいまちへ引き継ぐというのが通例でございます。

次に、特例の範囲の中の協議事項ですけれども、議会議員の定数の任期の取り扱い、これも編入の場合と新設の場合ではそれぞれに異なります。これにつきましても、議会に今議員さんがそれぞれおられるんですけども、そこらをどう取り扱っていくかということを協議することとなります。

農業委員の委員の定数及び任期の取り扱いについても、議員さんと同じでございます。

地方税の取り扱いもほとんどが一緒なんですけれども、若干税の関係なり、また納税の時期なり若干異なるようでございますので、そこら辺の調整になるかと思えます。

次に、79ページ、80ページをお願いいたします。

9番には、一般職員の身分の取り扱い、これにつきましても、編入の場合は一たんは編入される職員については失職ということになるんですけども、それにつきましてもは特例法によりまして、協議によって身分を保証しなさいということで、新しいまちに引き継ぐというのが通例でございます。

次の、地域審議会の取り扱いというところでございますけれども、これは合併を進めるんですけども、特に今但馬地方の方では地域審議会が、やはり非常に距離があるということで、特に新市建設計画等が順調に履行されておるか、また新しい市長さんの方からまちづくりについて諮問をされたり、また反対に、地域審議会の委員さんから市長さんにご提言をされると、そういうものでございます。これは、合併をするまちそれぞれつくるのが可能となっております。

次に、新市建設計画でございますけれども、これにつきましては、一番重要なところでございまして、これは先ほど説明しましたアンケートを皮切りに、三木と吉川で新しいまちづくりの中でどういう計画をしていくか。またこの協議会にもお示しをして、新しいまちづくりをこうしようというあたりを皆さんに協議をさせていただきます。

その他のところですけども、12番には特別職の職員の身分の取り扱いがされております。新設の場合ですと、特別職の職員、単純に言いまして市長さん、町長さんは新市になったら辞職ということで、即選挙というのが通例なんですけれども、編入になりますと、編入をする市長さんは残って、編入をされる町長さんは失職と、そういうあたりでございます。

条例、規則の取り扱いにつきましても、編入の場合は新しい、三木、吉川でしたら三木市の条例、規則が残って、吉川町の分は消滅とすると。

ただし、これにつきましては、先ほども説明させていただいたよ

うに、吉川町のよいところを取り入れるところについては協議をして取り入れようということで現在進めておるところでございます。今もそういうことで調整せよという指示をいただきましたので、そういう方向かと思えます。

事務機構、組織の取り扱い、ここら辺も吉川町の役場の取り扱いなり、職員がふえますし、どういう事務組織にしていくかというあたりでございます。

一部事務組合の取り扱いでございますけれども、ここら辺につきましては、それぞれ三木市も吉川町も一部事務組合をしておるものでございます。第三セクターもでございます。そこらをどういうふうにしてやっていくかというあたりでございます。

次の使用料、手数料は、当然若干違うところはありますので調整をしていくと。

18番には、各種団体への補助金、交付金等、これは先ほどご質問が出てましたようにそれぞれ違いますのでどういうふうにしていくかと。

町、字の区域、名称の取り扱い。ここらも後からのご提案をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

市町の慣行の取り扱いですけれども、三木市、吉川町、それぞれ市の花でありますとか町の花でありますとか、旗もございますし、そこらをどないしていくのかというあたりでございます。宣言等も三木市、吉川町ともございますので、そこら辺の取り扱いでございます。

国民健康保険税事業につきましても、若干違いがございますので、そこらを調整すると。

介護保険も同じでございます。

消防団もそれぞれ独立して現在消防団がございますけれども、そこらをどうしていくかという調整でございます。

あと、各種事業の取り扱いについては、情報公開、これも両市町

やっておりますのでどうするか。

防災の関係、これそれぞれのまちで防災計画や消防体制のこと、消防につきましては吉川町の方から三木市さんへ委託をいたしまして一緒にやっていただいとんですけれども、防災計画なんかは若干違いがございますので、調整でございます。

国際交流につきましては、三木市さんも吉川町もそれぞれ交流都市を持って、交流をなさっております。そこらをどうするかということでございます。

納税の関係も、そこら辺でございます。

情報システム等、これも三木、吉川では違いますのでそれをどうするか。

情報関係は、三木さんは特にFMみっきさんが全市域をカバーをされておるといことでございますけれど、吉川町がふえたらどうなるのかなというあたりも気になるところでございます。

広聴広報ですね、広報も今広報みき、広報よかわ、2つございます。そこらをどうするかというところでございます。

交通関係事業につきましても、当然バス等いろいろございますので、公共交通をどうするか。

障害福祉、高齢者福祉、児童福祉、その他の各種福祉事業、こからすべて若干それぞれ違うようでございますので、協議をしてまいることとなります。

健康づくり、また人権につきましても違いがございます。

社会福祉協議会につきましても、現在社会福祉協議会の方ではそれなりに協議もされておるようでございますけれども、方向性についてこの会議で確認をしていただくこととなります。

保健衛生の関係、こから辺も違います。

農林水産関係につきましても、やはり若干補助等が三木、吉川では違う部分が見受けられます。

商工関係、こから辺は三木市さんは金物のまちということで非常

にやられております。観光についても三木、吉川で協力してやっていけることがあるのではないかとこのあたりでございます。

都市計画の関係についてもそれぞれ区分が違います。

建設関係につきましても、道路なり河川なり住宅等々違いがございます。

道路認定につきましても、三木市と吉川では若干違うところがあるのかなというあたりでございます。

水道事業の関係、これは先ほど市長さんが言われましたように、料金がかなり違います。そういうところですね。

下水道についても同じでございます。

市町の学校区域の通学区域の取り扱い、こちらについても特に三木市、吉川町境のところがあるんですけども、今のままでよいということであればそれでいいのではないかと思います。

学校教育の関係、幼稚園、小学校、中学校、それぞれ若干違うところがあるようでございますので、協議をいたします。

社会教育関係につきましても、公民館のやり方なり、体育施設の運営等々は若干これも違っております。

イベント関係の取り扱いですけれども、これも三木と吉川で同じ花火大会があるやないかと、まあまあそこら辺がどうなるのかなというあたりでございます。

行政区、自治会なり行政の関係の取り扱いですけれども、三木と吉川では特に区長協議会長さんとの行政のかかわり、また連絡の仕方等々かなり違うようでございますので、そんな調整が要るのかなというふうに思っています。

塵芥処理、ごみ等の関係ですけれども、これもしますと。

それと、その他ということで、これほかのまちの参考にさせていただきまして、事務局の方で作成をさせていただいたんですけども、これに該当しないものも出てこようかと思います。今のところは何かというのは事務局でもようつかんでへんのですけれども、そ

<p>加古議長</p>	<p>ういものが発生をいたしましたら、25番ということで追加をさせていただきます。そのような形で、それぞれこの協定項目についてどう調整をしていきますよというのをこの協議会で決めさせていただいて、協定書をつくり上げることとなります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま説明いただきましたことについて、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
<p>大前委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>私ばかりで申しわけございません。大前と申します。</p> <p>81ページの24の項目、学校教育関係の取り扱い、幼稚園、小・中学校に関する事業について協議しますと。保育所の場合はどういう形になるんでしょうか。これは幼稚園からということになっております。</p>
<p>藤田事務局次長</p>	<p>保育所の方は、福祉関係の方で網羅をしておりますので、11番に児童福祉の取り扱いというのを載せておるんですけども、こちらあたりの協議になるかと思えます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>ないようでしたら、この提案9号の事柄につきましては、次の協議会でいろいろともっと具体的にご協議、ご審議をいただくことになろうかと存じますが、十分とお含みおきをいただきまして、よろしく願いをいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>次に、提案第10号の合併の方式についてを事務局からご説明申し上げます。</p> <p>それでは、提案の第10号でございます。合併の方式についてご説明申し上げます。</p> <p>82ページをごらんください。</p> <p>この三木市・吉川町の合併に際しましては、美嚙郡吉川町を廃し、</p>

<p>加古議長</p>	<p>その区域をもって三木市に編入する編入合併とするというものでございます。</p> <p>83ページ、84ページに、新設合併と編入合併の比較や先進事例を載せておりますので、参考にしていただきたいと思います。</p> <p>簡単でございますけども、説明にかえさせていただきます。</p> <p>ご質問がございましたらご発言願います。</p> <p>ないようでしたら、一応次の協議会で十分とご協議をいただくことにさせていただきます。よろしく願いをいたします。</p> <p>次に、提案第11号の合併の期日についてをご説明申し上げます。よろしくお聞き取りをお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、提案の第11号でございます。合併の期日についての提案説明をさせていただきます。</p> <p>資料の85ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>提案内容といたしましては、合併の期日は平成17年3月末日までとするというものでございます。その理由といたしましては、合併特例法が平成17年3月末日までの時限立法であることから、適用期限内に合併するのを目標とするものでございます。</p> <p>なお、最近に至りまして、この適用期限等につきまして、合併特例法の改正の動きがありますが、現時点におきましては特例法の期限内合併としてご提案するものでございます。合併の期日は、合併特例法の期限によりまして平成17年3月31日までといたします。</p> <p>86ページに参考資料をつけておりますので、参照いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>ご質問はございませんか。</p> <p>ないようでしたら、また次の協議会でご協議、ご審議をお願いすることにいたします。</p> <p>提案第12号の新市の名称についてを説明させていただきます。よろしく説明の方をお願いいたします。</p>

小谷事務局長	<p>はい、それでは、提案第12号の新市の名称についてご説明申し上げます。</p> <p>87ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>提案といたしましては、新市の名称は三木市といたします。</p> <p>以上でございます。よろしく願いをいたします。</p>
加古議長	<p>ご質問のある方のご発言を願います。</p> <p>ないようでしたら、次の協議会で協議をいただくことにいたします。</p> <p>次に、提案第13号の新市の事務所の位置につきましてご説明申し上げます。</p>
小谷事務局長	<p>はい、それでは、89ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>提案第13号でございます。新市の事務所の位置についてご説明申し上げます。</p> <p>新市の事務所の位置は、現三木市役所といたします。また、現吉川町役場につきましては、支所といたすものでございます。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
加古議長	<p>ご質問ございませんか。ございましたらご発言願います。</p> <p>ないようでしたら、次の協議会でご協議をお願いすることにいたします。</p> <p>次に、提案第14号の財産及び債務の取り扱いにつきましてご説明を願います。</p>
小谷事務局長	<p>はい、それでは、92ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>提案第14号の財産及び債務の取り扱いについてご説明申し上げます。</p> <p>美囊郡吉川町の所有する財産、施設及び債務は、すべて三木市に引き継ぐものといたします。参考資料といたしまして93ページ、また94ページに三木市と吉川町の財産、負債の状況をつけさせていただいております。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p>

加古議長	説明が終わったわけですが、ご質問等よろしくお願 いたします。
大前委員	はい、どうぞ。 大前です。 この93ページになるんでしょうか、ページ数、これは財産、負 債の状況、平成14年度末ということで、ちょっと15年度いうの 難しいかもわかりませんが、比較的新しいのがわかればありがたい なという、委員の1人として思います。 16年度始まって間なしですけども。非常に難しいかと思いま すが。
藤田事務局次長	この資料につきましては14年度末でございます。今一応公表 というのがこれになってございます。ですので、協議会がこうやっ て進みますので、その時点で新しいものがお出しできる時点になっ たらお示しをさせていただきます。 あくまでも合併時点の財産及び債務の取り扱いを引き継いでいく と、そういうことになりますので、新しい資料が提出できるよう になりましたら提出するようにいたします。
宮脇委員	以上でございます。 合併というのは、大体国の方は10万を1つの基本として狙とる やないですか。10万都市を。そうでもないんですか。10万を1市 というような格好で、何かそういうような新聞で見たことあるん ですけども。 三木市・吉川の場合は、やがて10万にはそらなりますけど、あ れ養父郡なんか、県で2番目広いて3万ほどやいうたら、あれで市 つくって、あれまた再度の合併ちゅうのあるんですか。
加古議長	お話のように、地方制度調査会等々で議論されておりますのは、 自治体の基礎的自治体というんですか、にするのには10万とおっ しゃるとおり出ております。
宮脇委員	それで、1,000何百かこれによって減ったと書いてありましたな。

<p>加古議長</p>	<p>ああ、それで、そのために1万以下の町村をできるだけなくすると、こういうことも出ております。ところが、特例では、3万が市と。昔の昭和の合併と同じように3万が市と。3万以下は市とは言わないと、こういうことなんです。養父市の場合は3万100何ぼちゅうのかね、きわどいええとこ。</p> <p>ところが市に一たんやっけてしまいますと、ひどいところは北海道やなんか、なったときは全部3万以上4万あったんですが、今人が減ってしまって、1万2,000、5,000の、正直なところ市がございませぬ。本当、私とこらちょうど合併して、4万、5万いた5万ぐらいのときに、ちょうど北海道の赤平市やったか、何か同じように四、五万あったんですが、今もう2万切っけてしもておりますからね。それは、もう市制を一たん引けば変わらないような感じですね。</p>
<p>宮脇委員</p>	<p>ああそうですか。</p>
<p>加古議長</p>	<p>はい。</p>
<p>宮脇委員</p>	<p>だから、ちょっとこの10万ちゅうのを聞いた何がありますので。</p>
<p>加古議長</p>	<p>確かに10万をとというご意見等々は非常にあって、そういう意見を地方制度調査会等々では発言なされておるように聞いてもおりませぬ。</p>
<p>宮脇委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>加古議長</p>	<p>この財産につきましては、確かに15年の決算は16年の5月末と、こういうことですので、ちょっとこう何いたしますけども、予算やら決算の金額と違いまして、この財産関係はそう大きく変動はあるとは思っておりませぬ。まあこんな形かなと。14年度大きな差はないんやないかなという感じはいたします。</p> <p>またわかり次第その都度させていただき、最後の段階ではきちっとなるようにせざるを得ませぬし、そうなると思ひますんでよろしくお願いをしたいと存じます。</p> <p>それでは、この提案第14号につきましても、次の機会でもう少し皆さん方にご協議をいただくことにさせていただきます。</p>

<p>小谷事務局長</p>	<p>次に、提案第15号の条例、規則等の取り扱いにつきましてご説明を申し上げます。願います。</p> <p>それでは、95ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>提案第15号でございます。条例、規則等の取り扱いについてご説明申し上げます。</p> <p>条例、規則等は、三木市の条例、規則等を適用いたします。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものいたします。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいいたします。</p>
<p>加古議長</p>	<p>説明が終わったわけでございますが、ご質問等がございましたらお願いいいたします。</p> <p>これは何やな、万一というかどない申し上げていいのかわからんけど、次の合併の承認決議がなされるときに、そのなされたと同時に決めていただいた条例、規則等々については、また議会でご承認いただくことになるんですね。</p>
<p>栗原計画係長</p>	<p>そうです、そうです。</p> <p>7月やったら6月になる。前のになりますね。精算議会と条例改正をするということです。</p>
<p>加古議長</p>	<p>そういうことで、あくまでも議会での承認があかんときには次行かれへん、この何ができひんいうことやな。</p>
<p>栗原計画係長</p>	<p>そうです。</p>
<p>加古議長</p>	<p>えらい余計なことを言うて申しわけないですが、 ございませんか。</p> <p>また、次の協議会でご審議をお願いすることにいたします。</p> <p>次に、提案第16号、町、字の区域及び名称の取り扱いについてを説明願います。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>はい、それでは97ページでございます。</p> <p>提案第16号 町、字の区域及び名称の取り扱いについてご説明申し上げます。</p>

<p>加古議長</p>	<p>三木市及び吉川町の大字または字の区域については、現行のとおりといたします。</p> <p>2つ目として、三木市の大文字名及び字名は現行のとおりといたします。</p> <p>3つ目といたしまして、吉川町の大文字名は現行の大文字名の前に現町名吉川町を付した大文字名とし、字名については現行のとおりといたします。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>ご発言ございませんか。</p> <p>ないようでございますれば、また提案第16号の町、字の区域及び名称の取り扱いにつきましては、次の協議会でご協議をお願い申し上げます。</p> <p>その他。お願いします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、会議次第6番目のその他でございます。</p> <p>次第にも載せておりますように、第2回目の協議会の日程を上げさせていただきます。日時につきましては4月23日金曜日、午後1時30分より、三木市立教育センター、この会場にて行う予定でございます。</p> <p>また、第3回目の協議会の日程でございますけども、3回目につきましては5月24日の月曜日、午後1時30分から。会場につきましては、吉川町の総合中央活動センター研修館でとり行わせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>その他の項目で連絡いたしましたように、第2回目は4月23日この場所と、こういうことでございます。時間につきましては、1時30分から。</p> <p>また第3回目の協議会につきましては、5月24日、時間は午後1時30分から、吉川町中央総合活動センター研修館の講習室の方</p>

小谷事務局長

で開かせていただくと、こういうことでございます。

何分ともにお忙しいこととは存じますが、よろしくご協議のほど、ご連絡申し上げますけれどもご出席賜りますことをお願いを申し上げます。

大変つたない議長で時間はとりましたが、皆さん方のご協力によりまして終わりましたことを感謝申し上げます。また次の機会によりしくお願いを申し上げ、議長の責は一応終わらせていただきます。

それでは、この本日第1回目の協議会はこれをもちまして終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

閉会 午後4時10分